

議案第 3 号

勝山市職員の特殊勤務手当に関する条例及び勝山市消防職員特殊勤務手当支給条例の一部改正について

勝山市職員の特殊勤務手当に関する条例及び勝山市消防職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 5 年 5 月 2 5 日 提出

勝山市長 水上 実喜夫

提案理由

人事院規則の改正に伴い、新型コロナウイルス感染症に係る防疫等作業手当の特例を廃止するため、この案を提出する。

勝山市条例第 号

勝山市職員の特殊勤務手当に関する条例及び勝山市消防職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

(勝山市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第 1 条 勝山市職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和 38 年勝山市条例第 6 号)の一部を次のように改正する。

附則中第 2 項の前の見出し及び同項を削る。

附則第 3 項を削る。

(勝山市消防職員特殊勤務手当支給条例の一部改正)

第 2 条 勝山市消防職員特殊勤務手当支給条例(平成 24 年勝山市条例第 14 号)の一部を次のように改正する。

附則中第 3 項の前の見出し及び同項を削る。

附則第 4 項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。